

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し令和元年10月21日付けで行った保護変更決定処分（医療扶助費（医療移送費）34,570円の支給を内容とするもの。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張については、審査請求書及び反論書の記載の限りでは、必ずしも明確ではないが、要するに以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

10月分通院交通費立替金の返金なし。令和2年5月29日に担当ケースワーカーに電話すると生活保護廃止後、令和2年4月16日に令和元年10月分の通院交通費を振り込んだと言う。何故7か月も遅れるのだろうか？

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 5月11日	諮問
令和3年 6月25日	審議（第56回第2部会）
令和3年 7月30日	審議（第57回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条

6号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 医療扶助運営要領

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（本件要領第3・9・(1)）とされ、そして、給付の範囲については、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」（本件要領第3・9・(2)・イ）等とされている。

そして、費用の算定については、「領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とされている（同・(4)・イ）。

(4) 保護変更決定

法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」としている。

そして、法24条9項は同条1項から7項までの規定を、要保護者からの変更の申請について準用するものとしている。

(5) 現物給付の原則

法34条1項によれば、医療扶助は、現物給付によって行うものとするとしている。

(6) なお、本件要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 これを本件についてみると、処分庁は、令和元年7月22日付

けで本件病院から提出のあった、給付要否意見書（所要経費概算見積書）により、請求人のタクシーによる通院の必要性を確認したことが認められる。そして、担当者は、令和元年8月1日の請求人からの相談に応じ、請求人の通院移送費を請求書払いとした上で、同年9月18日に、請求人から、同月20日に本件病院へ通院する際のタクシー移送について依頼を受けたことから、請求人が同日に本件病院に通院するために利用するタクシーを手配したことにより、請求人が同日に利用したタクシー代金について、処分庁は、本件タクシー会社から、処分庁へ送付された本件請求書に基づいて現物給付を行う旨の保護変更決定処分（本件処分）を行い、請求人に対し、その旨を通知したことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正に行われたものと認められ、また、保護費（医療移送費）の算定について、違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法・不当を主張する。

しかし、本件処分は令和元年9月20日に請求人が利用したタクシー代金に係るものであって、本件処分が適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであり、他に処理が遅れた処分等があったとしても、そのことをもって本件処分の取消理由になるものとは認められないから、請求人の主張には理由はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来